

※ 原告1名あたり、第1審用・控訴審用・上告審用の3通を作成してください。訴訟委任状の提出は(人数)×3枚になります。

見本

訴訟委任状3枚+委任契約書1枚で合計4枚×人数の書類を作成して送って下さい。
両親+子ども1名であれば、
4×3=12枚

成人の方はここに押印
(法定代理人は空欄)

訴訟委任状

委任者が未成年者で、親権者が1名の場合は上段の「法定代理人 親権者」の後に署名してその右側と上部に押印してください。
(〒) 必ず郵便番号を記載してください。

住所 現住所を記載してください。
委任者 委任者名を記載してください。

親権者が2名の場合は、2名ともに親権者として署名押印する必要があります。
上段に「父 ●●●●」
下段に「母 ●●●●」と記載して、
各自署名の右と上部に押印して下さい。

※ 委任者が、成人の場合は委任者欄に署名押印し、未成年者の場合、親権者1名の場合は親権者1名が署名押印、親権者が2名のときは2名が共に署名押印してください。

私は、次の弁護士らを訴訟代理人と定め下記事件に関する各事項を委任します。

- 〒160-0003 東京都新宿区本塩町4-7 四谷SHKビル5階
フォレストウォーク法律事務所
TEL 03-5368-2265・FAX 03-5368-2275
弁護士 國吉 歩 弁護士 森 哲也
- 〒160-0022 東京都新宿区新宿2丁目11番7号 第33宮廷ビル1003号室
笠井・金田法律事務所
TEL 03-3356-7617・FAX 03-3356-8155
弁護士 笠井 收 弁護士 金田 万作
- 〒160-0006 東京都新宿区舟町1-18 ロイクラトン四谷6F-B
しおん総合法律事務所
TEL 03-5379-8322・FAX 03-5379-8323
弁護士 庄野 信

記

【事件の表示】 裁判所 東京地方裁判所
 事件名 損害賠償請求事件
 相手方 株式会社ベネッセコーポレーション 外

【委任事項】

- 1 原告がする一切の行為を代理する権限
- 2 反訴の提起
- 3 訴えの取下げ、和解、請求の放棄若しくは認諾又は訴訟参加若しくは訴訟引受けによる脱退
- 4 控訴、上告若しくは上告受理の申立てまたはこれらの取下げ、その他控訴人、被控訴人、上告人、上告受理申立人、相手方としてなすべき一切の権限
- 5 復代理人の選任、弁済受領、供託物及び利息利札の払渡請求並びに受領
- 6 その他本件に関する一切の行為



訴訟委任状

平成 年 月 日

(〒)

住 所

委任者

Ⓜ

法定代理人 親権者

Ⓜ

法定代理人 親権者

Ⓜ

※ 委任者が、成人の場合は委任者欄に署名押印し、未成年者の場合、親権者1名のみは親権者1名が署名押印、親権者が2名の場合は2名が共に署名押印してください。

私は、次の弁護士らを訴訟代理人と定め下記事件に関する各事項を委任します。

〒160-0003 東京都新宿区本塩町4-7 四谷SHKビル5階

フォレストウォーク法律事務所

TEL 03-5368-2265・FAX 03-5368-2275

弁護士 國吉 歩 弁護士 森 哲也

〒160-0022 東京都新宿区新宿2丁目11番7号 第33宮廷ビル1003号室

笠井・金田法律事務所

TEL 03-3356-7617・FAX 03-3356-8155

弁護士 笠井 収 弁護士 金田 万作

〒160-0006 東京都新宿区舟町1-18 ロイクラトン四谷6F-B

しおん総合法律事務所

TEL 03-5379-8322・FAX 03-5379-8323

弁護士 庄野 信

記

【事件の表示】 裁判所 東京地方裁判所
事件名 損害賠償請求事件
相手方 株式会社ベネッセコーポレーション 外

【委任事項】

- 1 原告がする一切の行為を代理する権限
- 2 反訴の提起
- 3 訴えの取下げ、和解、請求の放棄若しくは認諾又は訴訟参加若しくは訴訟引受けによる脱退
- 4 控訴、上告若しくは上告受理の申立てまたはこれらの取下げ、その他控訴人、被控訴人、上告人、上告受理申立人、相手方としてなすべき一切の権限
- 5 復代理人の選任、弁済受領、供託物及び利息利札の払渡請求並びに受領
- 6 その他本件に関する一切の行為



訴訟委任状

平成 年 月 日

(〒)
住 所
委任者 ①
法定代理人 親権者 ①
法定代理人 親権者 ①

※ 委任者が、成人の場合は委任者欄に署名押印し、未成年者の場合、親権者1名的时候は親権者1名が署名押印、親権者が2名的时候は2名が共に署名押印してください。

私は、次の弁護士らを訴訟代理人と定め下記事件に関する各事項を委任します。

〒160-0003 東京都新宿区本塩町4-7 四谷SHKビル5階
フォレストウォーク法律事務所
TEL 03-5368-2265・FAX 03-5368-2275
弁護士 國吉 歩 弁護士 森 哲也
〒160-0022 東京都新宿区新宿2丁目11番7号 第33宮廷ビル1003号室
笠井・金田法律事務所
TEL 03-3356-7617・FAX 03-3356-8155
弁護士 笠井 收 弁護士 金田 万作
〒160-0006 東京都新宿区舟町1-18 ロイクラトン四谷6F-B
しおん総合法律事務所
TEL 03-5379-8322・FAX 03-5379-8323
弁護士 庄野 信

記

【事件の表示】 裁判所 東京高等裁判所
事件名 損害賠償請求控訴事件
相手方 株式会社ベネッセコーポレーション 外

【委任事項】

- 1 原告がする一切の行為を代理する権限
- 2 反訴の提起
- 3 訴えの取下げ、和解、請求の放棄若しくは認諾又は訴訟参加若しくは訴訟引受けによる脱退
- 4 控訴、上告若しくは上告受理の申立てまたはこれらの取下げ、その他控訴人、被控訴人、上告人、上告受理申立人、相手方としてなすべき一切の権限
- 5 復代理人の選任、弁済受領、供託物及び利息利札の払渡請求並びに受領
- 6 その他本件に関する一切の行為



訴訟委任状

平成 年 月 日

(〒)
住 所
委任者 ①
法定代理人 親権者 ②
法定代理人 親権者 ③

※ 委任者が成人の場合は委任者欄に署名押印し、未成年者の場合は親権者1名の場合
は親権者1名が署名押印、親権者が2名の場合は2名ともに署名押印してください。

私は、次の弁護士らを訴訟代理人と定め下記事件に関する各事項を委任します。

〒160-0003 東京都新宿区本塩町4-7 四谷SHKビル5階
フォレストウォーク法律事務所
TEL 03-5368-2265・FAX 03-5368-2275
弁護士 國吉 歩 弁護士 森 哲也
〒160-0022 東京都新宿区新宿2丁目11番7号 第33宮廷ビル1003号室
笠井・金田法律事務所
TEL 03-3356-7617・FAX 03-3356-8155
弁護士 笠井 收 弁護士 金田 万作
〒160-0006 東京都新宿区舟町1-18 ロイクラトン四谷6F-B
しおん総合法律事務所
TEL 03-5379-8322・FAX 03-5379-8323
弁護士 庄野 信

記

【事件の表示】 裁判所 最高裁判所
事件名 損害賠償請求上告事件・損害賠償請求上告受理申立事件
相手方 株式会社ベネッセコーポレーション 外

【委任事項】

- 1 原告がする一切の行為を代理する権限
- 2 反訴の提起
- 3 訴えの取下げ、和解、請求の放棄若しくは認諾又は訴訟参加若しくは訴訟引受けによる脱退
- 4 控訴、上告若しくは上告受理の申立てまたはこれらの取下げ、その他控訴人、被控訴人、上告人、上告受理申立人、相手方としてなすべき一切の権限
- 5 復代理人の選任、弁済受領、供託物及び利息利札の払渡請求並びに受領
- 6 その他本件に関する一切の行為

委任契約書（条項）

依頼者を甲、受任弁護士らを乙として、次のとおり委任契約の条項を定める。

第1条（事件等の表示と受任の範囲）

甲は乙に対し下記事件（以下「本件事件」という。）の処理を委任し、乙はこれを受任した。

① 事件等の表示

事件名：株式会社ベネッセコーポレーションに対する個人情報漏えいに関する損害賠償請求事件

相手方：株式会社ベネッセコーポレーション 外

② 受任範囲

：訴訟代理（一審，控訴審，上告審）

漏えいした個人情報の流出先の確認・削除請求等の交渉

③ 請求額

未成年者：金 100,000 円（損害賠償金 90,000 円+弁護士費用金 10,000 円）

成人：金 50,000 円（損害賠償金 45,000 円+弁護士費用金 5,000 円）

上記は状況に応じて金額の内訳の変更、提訴前の請求額の減額あるいは提訴後の請求額の拡張を行うことがある。（この2行は2014年12月30日午前1時46分訂正）

第2条（弁護士報酬、実費・預り金）

甲及び乙は、本件事件等に関する弁護士報酬及び訴訟の実費につき、以下のとおり合意した。

報酬金：判決で認められた弁護士費用を消費税込みの報酬として受領する。

和解の場合には、裁判所の勧告・意見あるいは和解調書の記載等により弁護士費用として認められた金額を消費税込みの報酬として受領する。

実 費：勝訴あるいは和解により回収した金員より精算するものとし、敗訴した場合には依頼者に請求しないものとする。

報酬金・実費の支払時期は、本件事件の処理が終了したときとする。

第3条（事件処理の中止等）

1. 甲が弁護士報酬又は実費等の支払を遅滞したときは、乙は本件事件の処理に着手せず、又はその処理を中止することができる。
2. 前項の場合には、乙はすみやかに甲にその旨を通知しなければならない。

第4条（乙の辞任等）

1. 以下の場合、乙は、甲の承諾を得ずに辞任することができる。

①甲の住居が不明となった場合。

②乙からの再三の連絡にもかかわらず、2週間以上連絡が取れなくなった場

合。

③甲が独断で示談もしくは和解をした場合。

④その他信頼関係が損なわれたと乙が判断した場合。

2. 前項の場合には、乙は、すみやかに甲にその旨を通知しなければならない。

ただし、住居不明等連絡が取れない場合はこの限りではない。

第5条（弁護士報酬の相殺等）

1. 甲が弁護士報酬又は実費等を支払わないときは、乙は甲に対する金銭債務と相殺し、又は本件事件に関して保管中の書類その他のものを甲に引き渡さないことができる。

2. 前項の場合には、乙はすみやかに甲にその旨を通知しなければならない。

第6条（中途解約の場合の弁護士報酬の処理）

本委任契約にもとづく事件等の処理が、解任、辞任又は継続不能により途中で終了したときは、乙の処理の程度に応じて清算を行うこととし、処理の程度についての甲及び乙の協議結果にもとづき、弁護士報酬の全部もしくは一部の返還又は支払を行うものとする。

以 上

(要提出④)

日付・住所・氏名（本人）・本人が未成年の場合は親権者（単独のときは1名、両親のときは2名）・①～⑧の記載欄に記入し、本人（成人）または親権者の押印をお願いします。

委任契約書（署名押印欄）

甲及び乙は、委任契約書（条項）第1～6条の内容を十分理解したことを相互に確認し、その成立を証するため本契約書を作成する。

平成 年 月 日

甲（依頼者）住所

氏名（本人）

法定代理人 親権者

法定代理人 親権者

※ 訴訟委任状と同様に成人の場合は委任者が署名押印し、委任者が未成年者の場合は、未成年者の氏名を記入し、親権者1名のときはその方が（下段は空欄）、親権者2名のときは2名ともに署名押印して下さい。

※ 下記空欄にもご記入下さい。（①・②・③・⑧は必須）

① 本人の生年月日 昭和・平成 年 月 日生まれ

② 満 年 齢 満 歳（※平成27年1月1日時点の満年齢を記載して下さい。）

③ 連 絡 先（電話番号）

④ 連 絡 先（携帯電話番号）

⑤ 連 絡 先（その他）

⑥ メールアドレス 1

⑦ メールアドレス 2

⑧ 送金口座

乙（受任弁護士） ※ 乙は弁護団団長 弁護士 笠井収が代表して押印します。

〒160-0022 東京都新宿区新宿2丁目11番7号 第33宮廷ビル1003号室

笠井・金田法律事務所

弁護士 笠 井 収

弁護士 金 田 万 作

〒160-0003 東京都新宿区本塩町4-7 四谷SHKビル5階

フォレストウォーク法律事務所

弁護士 國 吉 歩

弁護士 森 哲 也

〒160-0006 東京都新宿区舟町1-18 ロイクラトン四谷6F-B

しおん総合法律事務所

弁護士 庄 野 信